

京都市上下水道局告示第54号

京都市指定給水装置工事事業者から京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成21年3月13日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市山科区音羽初田町17番地の13

木村設備

木村 友一

2 廃止届出年月日

平成21年2月24日

(上下水道局水道部給水課)